

雇用保険失業給付の受給手続きについて

住所または居所を管轄するハローワーク（公共職業安定所）で求職の申し込みを行い、次の書類を提出してください。

ハローワーク川崎北の管轄は高津区、宮前区、中原区、多摩区、麻生区です。

<手続きに必要な書類>

1. 雇用保険被保険者離職票－1、同離職票－2

※離職票-1 及び離職票-2 の交付（入手）が遅れている場合は、ご相談ください。

2. マイナンバーカード（お手続きの際には個人番号の届け出が必要です。）

※お持ちでない方は、通知カードまたは個人番号記載の住民票

3. 住所・氏名・年齢を確認する書類

（1）運転免許証、住民基本台帳カード、マイナンバーカード等のうち

いずれか1種類

（2）（1）をお持ちでない方は、次のうち異なる2種類をお持ちください（コピー不可）。

- ① 国民健康被保険者証（健康保険被保険者証）
- ② 住民票記載事項証明書（または住民票、印鑑証明書）
- ③ パスポート（旅券）
- ④ 年金手帳

4. 最近の写真2枚（退職時65歳以上の方は1枚）

たて3cm×横2.5cm程度で本人と確認できるもの。

※本手続き及びこれに続き今後行う支給申請ごとにマイナンバーカードを提示する

場合には写真提出を省略することが可能です。

5. 普通預金通帳またはキャッシュカード

※本人名義のもの。「ゆうちょ銀行」可。

※外資系金融機関は不可、インターネットバンキングは一部可

※ただし、「離職票－1」の中の「希望金融機関指定届」に記入の上、金融機関による

確認印があれば通帳等は不要です。